

—いつまでも健やかな琵琶湖であるために—

滋賀県琵琶湖のレジャー利用の

適正化に関する条例が改正され 平成23年4月から施行されました!



- ・航行規制水域の類型（利用調整水域、増殖・養殖場保全水域）の追加
- ・エンジン規制（従来型2サイクルエンジン艇の航行等禁止、適合証の表示）
- ・規制水域での停止等の命令の追加 ・罰則の追加

〈平成24年10月から〉

琵琶湖でのレジャーボートの航行には、 県の交付する適合証の表示が必要となります。

〔条例第15条の2第1項〕

適合原動機搭載艇（4サイクルエンジンおよび環境対策型2サイクルエンジンのプレジャーボート）には、「適合証」を表示しなければなりません。

※平成23年10月から適合証の交付を行います。

（平成24年10月以降の交付には、1,000円の手数料が必要となります。）



- 琵琶湖では、従来型2サイクルエンジンのプレジャーボートは航行できません。
- 環境対策型2サイクルエンジンとは、「筒内直接噴射 (DI) 方式」および「電子式燃料噴射装置と触媒を併せて備える方式」のエンジンです。
- ヨット、2馬力未満のミニボート等は、これまでどおり規制対象外です。
- 従来型2サイクルエンジンの特例措置については、平成23年3月末で終了しました。

エンジン規制

〈平成24年10月から〉

従来型2サイクルエンジン規制違反

「適合原動機搭載艇」以外のプレジャーボートの、琵琶湖での航行・停留・持ち込みは禁止です。
違反すると → 5万円以下の過料 [条例第28条第1項第1号]

〈平成24年10月から〉

適合証の表示義務違反

適合証を表示していない「適合原動機搭載艇」の、琵琶湖での航行・停留・持ち込みは禁止です
違反すると → 3万円以下の過料 [条例第29条第1号]

その他

〈施行日は個別に規定〉

- ・不正手段による適合証の入手、不正使用等
- ・適合証と紛らわしいものの製造・使用の禁止違反
- ・変更等の届出義務違反

- 10万円以下の罰金 [条例第26条第2項]
- 5万円以下の過料 [条例第28条第2号]
- 3万円以下の過料 [条例第29条第3号]

罰則（新設）

プレジャーボートの航行規制水域として 指定できる水域の類型に、次の2類型を 追加しました。

航行規制

利用調整水域

[条例第12条第1項第4号]

・水上オートバイ利用者が他のレジャー利用者に著しく迷惑を及ぼすことを防止し、
良好な利用環境を確保するため、水上オートバイの航行を禁止する水域

増殖・養殖場保全水域

[条例第12条第1項第2号]

・水産動物の増殖場や養殖場等への曳き波の被害を防止するため、ウエイクボード等をえい航する
プレジャーボートの航行を禁止する水域

※ 航行規制水域を指定する場合には、区域等を告示・縦覧します。

停止等の命令

航行規制水域でプレジャーボートを 違反航行させている操船者等に対し、 次の事項を命令できます。

[条例第14条第1項]



- ・プレジャーボートの航行停止命令
- ・出発港その他知事が指定する場所への移動命令
- ・違反行為があった日において航行をさせることの禁止命令

※停止等の命令の違反には、**30万円以下の罰金**が科せられます。

外来魚のリリース禁止

〈今回の改正箇所はありません。〉

- ◆ 釣り上げたブルーギルやブラックバスは、琵琶湖や河川等に戻してはいけません。
- ◆ 琵琶湖の豊かな生態系を健全な姿で次の世代へ引き継ぐためにみんなで協力しましょう。
- ◆ 湖岸の釣りスポットとなっている公園などに回収ボックスや回収いけすを設置しています。
詳細な位置は、携帯電話でも見ることができます。



お問合せ先

滋賀県琵琶湖環境部琵琶湖再生課 琵琶湖レジャー対策室

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1-1

TEL 077-528-3485 FAX 077-528-4847

E-mail dk00@pref.shiga.lg.jp <http://www.pref.shiga.jp/d/leisure>